

2025 年 11 月 28 日

会 社 名 SCSK株式会社

代表者名 代表取締役 執行役員 社長 當麻 隆昭

(コード番号 9719 東証プライム市場)

問合せ先 広報部長

中岡 聡子

(TEL. 03-5166-1150)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

SCSK株式会社(本社:東京都江東区、代表取締役 執行役員 社長:當麻 隆昭、以下「SCSK」といいます。)は、本日開催の取締役会において、2026 年2月を目途に臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催する場合に備え、本臨時株主総会を招集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

SCSK は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 12 月 19 日(金)を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 基準日:2025 年 12 月 19 日(金)

(2) 公告日:2025 年 11 月 28 日(金)

(3) 公告方法:電子公告(SCSK ホームページに掲載いたします。)

(<https://www.scsk.jp/corp/koukoku.html>)

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案について

2025 年 10 月 29 日付「当社の親会社である住友商事株式会社の子会社である SC インベストメンツ・マネジメント株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、住友商事株式会社(以下「住友商事」といいます。))が 100%を出資する SC インベストメンツ・マネジメント株式会社(以下「公開買付者」といいます。))が 2025 年 10 月 29 日に公表した SCSK の普通株式(以下「SCSK 株式」といいます。))及び本新株予約権(注)(SCSK 株式及び本新株予約権を併せて、以下「SCSK 株券等」といいます。))に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。))が成立し、かつ、住友商事及び公開買付者(総称して以下「公開買付者ら」といいます。))が SCSK 株券等の全て(但し、住友商事が所有する SCSK 株式及び SCSK が所有する自己株式を除きます。))を取得できなかった場合には、公開買付者らは、本公開買付け成立後、以下の方法により、SCSK の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、①本公開買付けの成立により、公開買付者らが所有する SCSK の議決権の合計数が SCSK の総株主の議決権の数の 90%以上となり、住友商事が会社法(平成 17 年法律第 86 号。その

後の改正を含みます。以下同じです。)第 179 条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、住友商事は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、SCSK の株主の皆様(但し、公開買付者ら及び SCSK を除きます。)の全員に対し、その所有する SCSK 株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)するとともに、併せて、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の全員に対し、その所有する本新株予約権の全てを売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」と併せて「株式等売渡請求」といいます。)する予定とのことであり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者らが所有する SCSK の議決権の合計数が SCSK の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者らは、会社法第 180 条に基づき、SCSK 株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を 2026 年 2 月を目途に開催することを、SCSK に要請する予定とのことです。なお、公開買付者らは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、SCSK は、上記②の場合には本臨時株主総会開催の要請が SCSK に対してなされる予定であることから、これに備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

但し、(a)本公開買付けが成立しなかった場合、(b)本公開買付けが成立し、公開買付者らが本公開買付けにより SCSK 株券等の全て(但し、住友商事が所有する SCSK 株式及び SCSK が所有する自己株式を除きます。)を取得できた場合、又は(c)本公開買付けが成立し、公開買付者らが SCSK の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至り、住友商事が株式等売渡請求を行う場合(上記①の場合)には、SCSK は、本臨時株主総会の開催を行わず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

(注)「本新株予約権」とは、以下(1)及び(2)の新株予約権を総称していいます。

(1) 2007 年6月 27 日の SCSK 取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は 2007 年7月 28 日から 2027 年7月 26 日まで)

(2) 2010 年6月 25 日の SCSK 取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は 2010 年7月 31 日から 2030 年7月 29 日まで)

以上